

安心して暮らせる住まいを建てるために 建築主のみなさんへ

近年、施工不良などが原因で生じる欠陥住宅に関するトラブルが、大きな社会問題となっています。建築後のトラブルを無くし、より安全で快適に暮らすために、建築主のみなさんは次のルールを知っておきましょう。

▶工事監理者を定めましょう

施工不良などのトラブルを防ぐためには、住宅の工事全体について、建築士の資格を持つ専門家がきちんとチェックをする工事監理が重要です。

住まいづくりでは、建築士の資格を持つ「工事監理者」を選任することが法律により定められており、工事監理者は、建築主の代理人として設計図書通りに工事が行われているかを確認し、欠陥工事などのトラブル防止に重要な役割を担っています。建築主は必ず工事監理者を定めてください。

▶完了検査を受けましょう

工事が完了したとき、建築主は建物を使用開始する前に完了検査の申請をすることが法律により定められています。この検査は、建築確認申請に基づき正しく工事が完了し、安全な建物であるかの確認を行う大事な検査ですので、必ず検査を受けてください。検査員が建物を検査し、建築基準法に適合していれば「検査済証」を交付します。

★建築開発課 ☎1140

熊谷建築安全センター ☎048-533-8776

狭あい道路の拡幅整備を推進しています

★建築開発課 ☎1140

狭あい道路は、私たちが日常生活をしていくうえで、通行上、環境衛生上の問題があるばかりでなく、地震や火災などの災害時には消防、救急活動に支障をきたします。市では平成18年に「本庄市道路後退用地整備要綱」を制定し、市民のみなさんのご協力のもと、狭あい道路の拡幅整備を進めています。

▶狭あい道路沿道のみなさんへ

建物や塀の新築・建替え等の際は、次のどちらかの道路後退部分の手続きを必ず行ってください。手続きをしていただくと、市が道路後退部分の整備と維持管理を行います。

①道路後退部分を分筆登記し、市に寄附する。

※分筆登記費用に対し、一定要件を満たすことで上限15万円の補助金を交付する制度があります。

手続窓口 建設課（市役所2階） ☎1135

②道路後退部分を公共用道路として無償使用することの承諾書を提出する。

※道路後退部分の固定資産税・都市計画税が非課税となります。

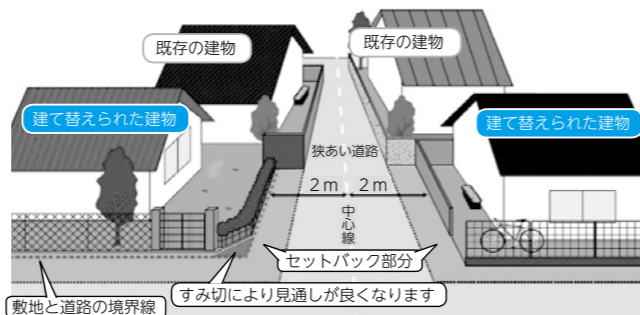
手続窓口 建築開発課（市役所2階） ☎1140

▶既に道路後退が済んでいるみなさんへ

過去に道路後退した部分に塀等を再度設置したり、通行の障害となる物を置いたりしますと災害時の避難経路の確保や消防・救急の活動に支障をきたすことになります。道路後退部分には通行の障害となる物を置かないでください。狭あい道路の幅員を4mにすることは、災害に強く住みよいまちづくりのために大変重要なルールです。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

狭あい道路とは・・・

幅員4m未満の道で、一般交通の用に供されているもの。中でも、建築基準法の基準時以前から建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁が指定したものを建築基準法第42条第2項道路と呼び、建物等の新築・建替え等の際には道路の中心線から2mの後退（セットバック）が必要となります。



狭あい道路のセットバックイメージ

知って得する国民年金 お得な保険料の納付方法のご案内

平成28年度の国民年金保険料は、月額16,260円です。保険料の納付期限は翌月末日ですので、忘れずに納付しましょう。なお、納付の仕方によって、保険料が割引になる制度がありますので、ぜひご利用ください。

保険料の納付方法

保険料は、次のいずれかの方法で納めることができます。

- ①口座振替
- ②クレジットカード納付
- ③日本年金機構から送付される納付書を使用し、金融機関、郵便局、コンビニ等の各窓口で納付
- ④電子納付（インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレフォンバンキング）

「前納」がお得

保険料をまとめて前払い（前納）すると、下表のとおり、前納月数と納付方法に応じた割引を受けることができますので、大変お得です。

「口座振替」なら
最大15、690円割引

最も大きな割引を受けられるのが口座振替による2年前納で、今年度の割引額は15、690円でした。
また、前納は難しいという人も、当月末日の口座振替（早割）にするだけで月額50円の割引になりますので、ぜひご利用ください。

4月から納付書・クレジットカード納付による2年前納もスタート

これまで、2年前納は口座振替に限られていましたが、4月からは、納付書・クレジットカード納付についても割引額が大きくなっています。

口座振替・クレジットカード納付の申込方法

「口座振替」
手続先 金融機関又は年金事務所
用意 年金手帳又は納付書、預（貯）金通帳、通帳届出印
《クレジットカード納付》
手続先 年金事務所（市から年金事務所への取り次ぎもしています）
用意 年金手帳又は納付書、クレジットカード、印鑑

※口座振替・クレジットカード納付による前納の新規・変更の申込期限は2月末日（6か月前納の後期は8月末日）です。
※納付書による2年前納を希望する場合は、事前に年金事務所へ申出書の提出（1月20日から受付開始）が必要です。申出書の様式は、年

（参考）平成28年度 国民年金保険料 割引額早見表

納付方法	2年前納 (4月～翌々年3月分)	1年前納 (4月～翌年3月分)	6カ月前納 (前期：4月～9月分) (後期：10月～翌年3月分)	早割 (当月末振替)
	口座振替	15,690円	4,090円	1,110円
クレジットカード納付	H29年度開始	3,460円	790円	

注1 割引額は当該年度の保険料額によって変動しますので、翌年度以降は変わる場合があります。

注2 早割ができるのは口座振替のみです。

金事務所へご連絡いただくか、日本年金機構のホームページからダウンロードできます。なお、1年及び6か月前納については、これまでと同様に年度当初に日本年金機構から送付される前納用の納付書をご利用いただけますので、事前申込は不要です。

▶確定申告に必要な「社会保険料控除証明書」が送付されます

平成28年10月1日から12月31日までに昨年初めて国民年金保険料を納付した人には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が2月上旬に日本年金機構から送付されますので、確定申告の際にご使用ください。

なお、平成28年1月1日から9月30日までに納付した人には、昨年11月に送付済みです。

*「社会保険料控除証明書」に関するお問い合わせは、ねんきん加入者ダイヤルへ

☎0570-003-004

（IP電話の場合は☎03-6630-2525）

★市民課国民年金係 ☎1114

★市民福祉課 ☎1333

★熊谷年金事務所 ☎048-522-5012